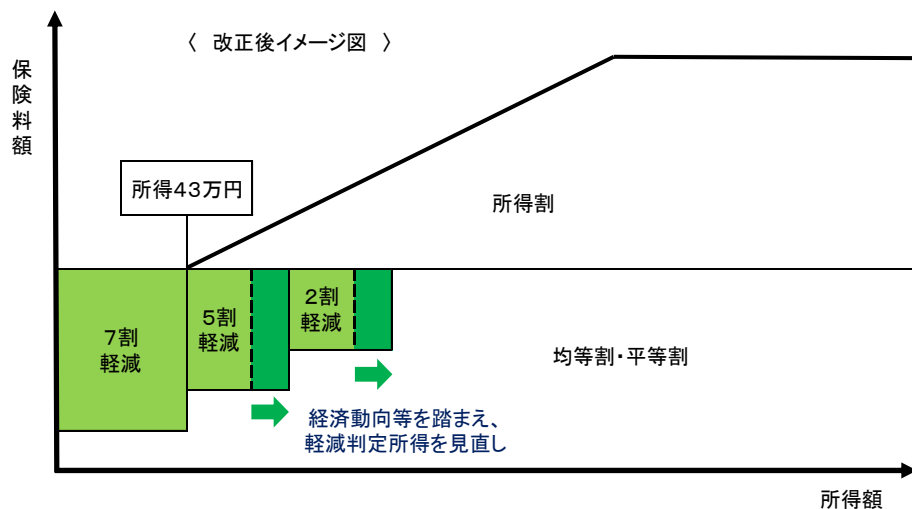


2 軽減判定所得基準の改正について

- 国において、経済動向等を踏まえ、保険料の軽減判定所得が見直され、5割軽減と2割軽減の軽減判定基準が改正されることになったことを受け、令和7年度に本市条例を改正する。 ※令和7年4月1日改正
 なお、7割軽減の基準額については改正なし。



【参考】本市の法定軽減適用世帯の割合の推移

※約7割の世帯が法定軽減の適用あり 単位(%)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
7割軽減	42.7	41.5	43.5	42.9	45.5
5割軽減	14.2	14.7	14.4	13.5	13.6
2割軽減	9.7	9.8	9.5	8.9	8.9
合計	66.6	66.0	67.4	65.3	68.0

■ 軽減判定所得の改正

7割軽減 基準額＝43万円 ＋ 10万円 × (給与所得者の数－1)

5割軽減 基準額＝43万円 ＋ 29.5万円 × 被保険者数等
 ＋ 10万円 × (給与所得者等の数－1)



43万円 ＋ 30.5万円 × 被保険者数等
 ＋ 10万円 × (給与所得者等の数－1)

2割軽減 基準額＝43万円 ＋ 54.5万円 × 被保険者数等
 ＋ 10万円 × (給与所得者等の数－1)



43万円 ＋ 56.0万円 × 被保険者数等
 ＋ 10万円 × (給与所得者等の数－1)